

平成23年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

8月31日（水）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（藤野議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

日程第 7 報告第 6号 平成22年度嵐山町健全化判断比率の報告について

日程第 8 報告第 7号 平成22年度嵐山町資金不足比率の報告について

日程第 9 議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第39号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について

日程第 1 1 議案第 4 0 号 平成 2 2 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第 1 2 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第 1 3 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第 1 4 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 1 5 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度嵐山町水道事業決算認定について

日程第 1 6 請願の委員会付託について

○出席議員（13名）

1 番 畠 山 美 幸 議員

2 番 青 柳 賢 治 議員

3 番 金 丸 友 章 議員

4 番 長 島 邦 夫 議員

5 番 吉 場 道 雄 議員

6 番 柳 勝 次 議員

7 番 河 井 勝 久 議員

9 番 川 口 浩 史 議員

10番 清水正之 議員

11番 安藤欣男 議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 藤野幹男 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地域支援課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
新 井 益 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長寿生きがい課長	

大	塚	晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢 治	環境農政課長
木	村	一 夫	企業支援課長
田	邊	淑 宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄 二	上下水道課長
田	幡	幸 信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信 幸	教 育 長
内	田	勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢 治	農業委員会事務局長
			環境農政課長兼務
松	本	武 久	代表監査委員
安	藤	欣 男	監 査 委 員

◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さんおはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は全員であります。よって、平成23年嵐山町議会第3回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第10番 清水正之議員

第12番 松本美子議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にして、8月24日に議会運営委員会を開会をいたしま

した。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として藤野議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、井上総務課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

町提出議案については、報告2件、同意2件、条例1件、予算6件、決算7件、その他2件、合計20件ということでございます。なお、委員会提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は本日8月31日から9月16日までの17日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり、本日31日から9月16日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日8月31日から9月16日までの17日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告2件、同意2件、条例1件、予算6件、決算7件、その他2件の計20件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、委員会提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、松本代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月定例会から7月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報

告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職あて届け出のありました請願第1号 学校給食の安全と子どもたちの日常生活の場である公共施設の安全に関する請願書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○藤野幹男議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会召集のあいさつを求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○藤野幹男議長 お許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成23年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめとする当面する諸案件につき

ましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

また、松本代表監査委員並びに安藤議会選出議会監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案いたします議案は、報告2件、同意2件、条例1件、予算6件、決算7件、その他2件、計20件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成23年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧を願いたいと思います。

さて3月11日、東日本大震災から既に半年が経過をしようとしておりますが、福島第一原子力発電所をはじめ、まだまだ予断を許さない状況にあります。そして、復旧、復興には国の積極的な支援と災害地域の皆様の一一致団結をした協力が不可欠であろうと思われれます。

町では人的支援といたしまして、8月17日から31日まで福島県郡山市に職員1名を派遣しております。また、多くの職員が被災地に向け自主的なボランティア活動を行っております。また、昨日は新たな首相が決まり、また

最近の世界的な経済情勢などを見ても、国としても大きな転換点を迎えると感じております。

町の状況に目を向けますと、以前から危惧をしております人口減少については、例月の人口動態調査によりますと5月及び7月は、出生数が死亡者を上回っておりました。今後も人口減少に歯止めをかけ、さらに増加を目指すために、今月8月には嵐山町魅力アッププロジェクトチームを設置いたしました。チームのメンバーは、定住、新規住民の獲得という観点から、教育、福祉関係職員を中心といたしました。嵐山町の魅力を再発見いたしまして、新たな魅力を創出することにより、人口減少を抑制して、だれもが住み続けたいなるまちづくりを推進していく所存でございます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 おはようございます。私のほうから2点、説明、ご報告させていただきます。お手元の122条による事務に関する説明書、1点だけですが、36ページをお開きください。

36ページ、左上に学校教育関係の工事関係ですが、そこでの七郷小学

校の体育館及び菅谷中学校の体育館工事、工期は3月2日まででございますけれども、おかげさまで大きな天候不順等もなく、順調に工期どおり、工程どおりに進んでおりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、別添の先ほど議長さんからご紹介ありました平成22年度教育委員会点検・評価報告書というのをごらんいただきたいと存じます。表紙に子供の写真が載っているものでございます。これで3年目になりますけれども、教育委員会では前年度行った教育委員会の事務について点検、評価をして、議会の皆さん方に報告するとともに、公式の嵐山町のホームページで町民の皆様に公開をして、説明責任を果たしております。

1ページをお開きください。1ページには、点検の基本方針の目的と(2)点検評価の対象及び方法、3年目でございますので既にご案内かと思いますが、簡単にご説明申し上げます。

大きな2番目、重点施策の点検評価調書についてですけれども、教育委員会では大きく重点施策を6つ掲げて、その中で重点的に取り組む施策を30掲げております。そのうちで点検評価書では17の施策を点検、評価をして実施をいたしました。2ページから、それぞれ重点施策について評価をさせていただきます。以下、ずっとそれぞれ重点的に取り組む施策についての評価であります。

16ページをお開きください。16ページの真ん中、この点検評価に当たっては、客観性を担保する観点から知見者の活用ということで、元江南町教

育長の馬場攻先生にご依頼をして、ご指導、ご意見をいただきました。

主な意見として5点ほどいただきました。1つ目の丸については、町の実態を十分に把握し、嵐山らしい特色のある重点施策になっている。3番目の丸ぽちでございますけれども、報告書の内容、様式は申し分ない。年々新規事業を取り入れ、充実したものになっている。また、行政としての縦、横が密接に連携していることがよくわかるという評価をいただいたと同時に、4点目については、今後の課題として、予算についてもこれらの事業について提供していけるかどうか検討してほしい。最後に、報告書だけでも十分説明責任を果たしているけれども、できるならばその評価、課題については4段階ぐらいで評価できるかどうか今後検討してほしい。教育について、それぞれの施策を段階を踏まえて評価するというのは、なかなか難しい面がございますけれども、できるだけ評価をして、次年度への取り組みの姿勢を明らかにしていきたいというふうに考えております。

続きまして、参考資料がそれ以降に載っておりますが、28 ページ、最後から2枚目です。お開きください。28 ページは用語解説とあります。ご案内のように、教育に関してはさまざまな専門用語であるとか、新たな事業の取り組みであるとか載せておりますので、町民の皆様にもわかりやすく、用語の説明もさせていただきます。いろいろな面でご指導いただきたいと思います。

なお、表紙については、子供の写真が載っておりますけれども、一応いろんな関係で、未来に向かって子供たちが進んでいる写真を載せたのです

けれども、どうも後ろ向きですけれども、この中身は前向きでございますので、お読みいただいてまたご指導をいただきたいと存じます。

ありがとうございました。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長のご指名がありましたので、総務経済常任委員会より調査報告をいたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長、藤野幹男様。総務経済常任委員長、吉場道雄。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

安全安心なまちづくりについて

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「安全安心なまちづくりについて」を調査するため、7月4日並びに8月3日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)7月4日の委員会について

当日は、地域支援課から中嶋課長、贄田首席主査、上下水道から大澤課長に出席を求め、説明を受けた。

東日本大震災では、地域で復興活動が行われているが、今までかつてない大災害であり、放射能の汚染の問題、上水道事業などについて説明を聞いた。

避難状況は、福島県のほうから避難されている方が8月4日現在で21世帯、61名、既に2世帯、3人が嵐山町に転入されている。

放射性物質の濃度測定実施状況は、町独自の実施については考えていない。志賀小のプールは不検出、嵐山町の水、県水も不検出、農産物の測定は埼玉県において実施、野菜等は18回、原乳は14回、水産物については1回の調査を実施したが、すべての検体で暫定規制値を下回っていた。嵐山町では、8月に調査を実施予定。

上水道については、地震対策マニュアルという指針が厚労省から出ており、それに基づいて作成されている。町で想定される被害は、地震の被害、管路の被害の2つの被害を想定。地震の被害は、町の水源は3カ所あり、

地下水を水源としており、配水機能が一時的に停止することが想定される。取水、浄水施設の被害想定は、水道協会の被害予測に関するマニュアルがある。それによって想定している。

(2)8月3日の委員会について

当日は「安全安心なまちづくりについて」、これまで交通安全、防犯、放課後の安全、河川の現状、土砂災害、自殺問題、高齢者の安全見守り、放射能等調査してきたが、東日本大震災以降災害に対する考えも大きく変わり、震災も含め意見交換を行い、「安全安心なまちづくり」に関するまとめを行った。

意見として

ア 震災以降、子供を持っている親をはじめ多くの人たちが放射能に対して心配しているが、嵐山町で線量計を購入して公共施設への測定をしたほうがいいのではないか。

イ 町は震災のとき、見舞金制度の中で対応した。家屋については所得控除になるが、見舞金制度では、半壊、全壊だけだが、見舞金制度を見直すべきでは。

ウ 防犯、自主防災組織と区長を中心とする役員の組織などが一体となって、地域の安全、安心を考えたかどうか。いろいろな団体があるが、単独では一朝有事の際、力が発揮できない。

エ 昼間はお年寄りと女性が比較的多く、時間帯によっては組織が機能

しない場合が出てくる。一度どのような連携がとれるのか地域で話し合いが必要である。

オ 「安全安心なまちづくり」の中で、これから再度見直すのは「地域力」。地域のきずなをどう確立していくかが大事である。

カ 今回の震災で菅谷2区などに被害が集中しているが、地質にも問題があると思う。建築確認の際のボーリング調査のデータを利用できないか。

以上が意見である。

3 町への要望事項

- ・放射能物質の濃度を測定するため、機器を購入すること。
- ・震災については、建物の全半壊だけでなく幅広い見舞金制度への見直しを図られたい。
- ・地域における防災・防犯、高齢者の見守りなど、組織を一体化して「地域力」を高められたい。
- ・集中豪雨による土砂災害などの危険箇所の点検と対策を講じること。
- ・交差点内の事故防止、高齢者の交通安全対策に万全を期されたい。

以上、5項目を要望し、「安全安心なまちづくり」についての最終報告いたします。

以上です。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようです。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生委員会の委員会報告を行います。

報告書は既に提出してありますので、朗読をもってかえます。

平成 23 年 8 月 31 日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。文教厚生常任委員長、渋谷登美子。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

(1) 文教厚生に係る公共施設とそれにかかる人的配置について

(2) 古里地内の土砂の排出、たい積について

2 調査結果

本委員会は、「文教厚生に関する公共施設とそれにかかる人的配置について」と「古里地内の土砂の排出、たい積について」を閉会中の特定事件として、6月 24 日、7月 15 日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1)文教厚生に係る公共施設とそれにかかる人的配置について。

ア 6月24日の委員会について

当日は、内田こども課長に出席を求め、以下の説明を受けた後、協議に移った。

今回は、今後の子供数の見込みについての説明を受けた。添付資料のとおりであり、平成29年度までが現在の嵐山町の子供数からの推計であり、それ以降については第5次嵐山町総合振興計画の人口推計の計算方法から求められているものである。平成23年度は、小中学校の児童生徒数は1,407人であるが、平成29年度は1,166人になり、10年後の小中学校の児童生徒数は1,055人になる。

その後、町立武道場、菅谷中学校技術科室、南部交流センター、北部交流センター、七郷小学校校庭の芝生の状況を視察した。

町立武道場では柔道部の生徒が部活動をしており、武道場の状況について尋ねた。これについては、後でパワーポイントでお見せいたします。

生徒から柔道場の仕切りの壁がぼろぼろと落ちること、床下が腐っており畳がへこむこと、ダニがいるという指摘があった。部活動の指導者からは、かぎをかけても窓の棧がすり減っているため、持ち上げて武道場に入ることができること。現在窓を持ち上げて外すことができないように、壁と窓に別かぎをつけている。また、倉庫の入り口を壊して中に入ることができることなどの指摘があった。

同施設内の剣道場についても同様に壁等にへこみがあるが、床については剣道するのにちょうどよいかたさであるということの話だった。

町立武道場については、ガラスが割れた場合などの最低限の修理はするが、武道場についての方向性が決まっていないため、部活動や授業を行う施設としての根本的な見直しは行われていない。

菅谷中学校技術科室については、2教室あるが、現在東側の教室は体育館改築のために一時的な倉庫として使用しており、東側の教室で木工、金工ともに授業を行っている。築46年のプレハブである。運動場から見える外壁が、雨、風のせいではがれている状況であった。

その後、南部交流センターを視察した。南部交流センターであるが、元鎌形小学校の特別教室棟であるため、大人用のいす、テーブルがない。また、焼き物の窯が置いてあり、小学校の授業で活用し、しばらくは使っていないということである。

次に、北部交流センターを視察した。北部交流センターのホールは、屋根が平屋根であるため落ち葉が積もり、そのために屋根がプール状になって雨漏りがしていた。現在は、屋根を掃除するようにして、雨漏りはない。図書室、調理室、集会室、和室等を視察した。

次に、七郷小学校校庭の芝生化の状況を見学した。前年より芝生の部分が広がっていた。

イ 7月15日の委員会について

6月24日に撮影した町立武道場、菅谷中学校技術科室、南部交流センター、北部交流センターの映像を見て、町立武道場、菅谷中学校技術科室について議論し、その後、玉ノ岡中学校武道場並びに將軍沢地内の町有林を視察した。

ウ 町への要望事項

(ア)町立武道場並びに菅谷中学校技術科室については、生徒数の減少も考えた場合、玉ノ岡中と菅谷中を10年ないしは20年後に統合することも考えられ、その場合には菅谷中学校に武道場と技術科室を併合した特別教室棟の建設が必要になることも推測される。時期を見て、体育館南側に武道場と技術科室を併合した特別教室棟を学校教育施設として建設されるよう要望する。

体育館南側は、東西45メートル、南北20メートルあり、玉ノ岡中学校武道場は30.6メートル掛ける18.5メートルの大きさであるため、敷地としては十分にある。菅谷中学校に武道場並びに技術科室の併合した特別教室棟を建設するに当たっては、100年間くらいは使用することを考え、元鎌形小学校特別教室棟のように木づくりの施設とし、將軍沢地内の町有林の間伐等をされる杉、ヒノキを有効活用することを要望する。

現在の町立武道場については、床下の土台の修繕を行い、武道場内の壁がはがれる現状を修繕し、授業並びに部活動での生徒の安全の確保に即刻努められるよう要望する。

菅谷中学校技術科室については、外壁のはがれを修繕し、見苦しくないようにすることを要望する。

(イ)南部交流センターは、調理室が子供仕様であり自然環境もすぐれているので、町内外の子供たちの宿泊合宿の施設として活用するように広報化を要望する。また、南部地区の交流センターであるので、会議ができるように大人仕様のテーブルといすの設置を要望する。焼き物用の窯があるので、陶芸教室など特色のある講座の開催が可能であり、陶芸窯の活用ができるように準備されたい。

(ウ)過去北部交流センターは舞台とホールがあり、芸能等を中心にした講座の開催ができるので、ホールをアピールする必要がある。また、図書室を人間的に可能であれば、図書館の分室として活用されたい。

(エ)南部交流センター、北部交流センター、ふれあい交流センターで1年ごとに順番で「ふれあいまつり」を開催し、地域交流で活性化を進められたい。

(2)古里地内の土砂の排出、たい積について。

ア 6月24日の委員会につて

簾藤環境農政課長に出席を求め、古里地内の土砂の排出出、たい積についての経過説明を受けた。

平成22年6月より12月まで不動産プランナー武澤氏が鶏舎の取り壊しと土砂搬出を行い、町は嵐山町環境保全条例並びに嵐山町土砂等による

土地の埋め立て等の規制に関する条例により対応していたが、12月に武澤氏が死亡した。平成23年5月、事業者が変更になり、事業規模7,242平方メートルの土地への残土堆積として豊栄興業、高橋豊氏に埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第16条により許可された。

5月12日から土砂が搬入され、5カ月間で事業終了予定であり、既に3分の2が終了している。土砂の搬入に際し、前の事業者が埋め立てていた鶏舎の鉄骨などがあり、それを産業廃棄物処理業者に処分依頼し、その後、碎土の搬入をして全体を平たんにし、道路面より30センチ高くなり、奥は道路面より1メートル上がる予定である。7月15日現在、鉄骨等の産業廃棄物の処理が終わらずに、埋め立ては中断している状態であるという。

6月11日、馬内公会堂において事業者による説明会が開催され、地元の要望は受け入れること、今後地内の要望があれば土壌検査を行うことなどが協議された。

説明後、現地を視察し、道路の破損等について確認した。

イ 7月15日の委員会について

当日は現状について協議した。町の残土条例の場合、隣地同意が必要であるが、3,000平方メートル以上の面積である場合埼玉県の許可になり、隣地同意は必要とされない。本件の場合、その周辺で飲料水を井戸水として利用している家庭もある。このような状況を埼玉県は知らないと考えられ、搬入される残土については十分な調査が必要である。

500 平方メートルから 3,000 平方メートル以内の場合は、嵐山町の許可になるが、3,000 平方メートル以上の面積への埋め立ては埼玉県の許可になるため、埼玉県の許認可であっても、隣地同意を得るように指導を求めよう意見書を提出することにした。なお、隣地同意に当たって周囲を分筆し、隣地同意を無意味化する事業者がいることから、適正な指導をすることを求めることとした。

以上、最終報告とします。

それでは、パワーポイントのほうをお願いいたします。

これは、最初に古里地内の土砂業者の許認可の看板です。

次、お願いします。これは土砂の状況です。今もうちょっと、多分6月 24 日の状況とかなり違っていると思いますが、このようにダンプが入っています。そして、手前が鶏舎の鉄骨の部分です。

はい、お願いします。このような形で残土が搬出されて、そして古い土が取り除かれてきれいになったら、その上にまたサンドイッチのようにして整備されるという状況であると考えています。

次、お願いします。これはもっと大きくなった鶏舎の鉄骨で、今はこれは排出されたということだそうです。

次、お願いします。これは、菅谷中学校の武道場の中の剣道場の状況です。奥のほうを見ますと、壁のほうにぼこぼこ穴があいているのがわかります。

次、お願いします。これは天井なのですけれども、天井もかなりぼこぼこ
と穴があいています。ここから崩れてくるのだそうです。

次、お願いします。これが壁のところなのですけれども、仕切りのところの壁
が崩れて、ぽろぽろと落ちているという話です。

次、お願いします。これはちょうど柔道部の子たちが柔道の練習、部活
動をしていたところです。

次、お願いします。これが、かぎをかけても上げると持ちあがって、そこ
から子供たちが入ってくるというところのお話をしているところです。

次、お願いします。これが柔道場の床のへこみなのですけれども、このよ
うに柔道していてもへこんでいるので、かなりここは危険な部分があるので
はないかと思われれます。

次、お願いします。これが畳を上げたところなのですが、実際に腐ってい
るような形になっているので、ここの修繕は早急にしたほうがいいと考えら
れます。

次、お願いします。これは全体なのですけれども、全体をこうやってみる
と、それほどぼこぼこしている感じはしないのですけれども、実際に中に入
ってみると、そばで見ますととても、何も手がつけられていないので、古い状
況で、このままの状況ではちょっとまずいのかなというふうな感じで見ました。

次、お願いいたします。これは技術科室の金工のほうです。金工のほう
は今使われていなくて、体育館の修繕のための倉庫になっています。

次、お願いします。こちらが金工と木工で、今使われている状況で、技術科の授業がそれほどないので、金工、木工でも1つの教室でも十分にやれるという話でした。

次、お願いします。これが菅谷中の技術科棟のベニヤがはがれたところなのですが、雨、風に当たって、やはり見えるものですから、何とかもう少し形を整えるべきではないかという話でした。

次、お願いいたします。これが南部交流センターです。やはり外観としては、とてもいい感じになっています。

次、お願いします。これが調理室です。調理室が子供仕様なので、子供たちにとってはとてもいいだろうなということです。

次、お願いします。これも調理室ですけども、ちゃんと子供たちといただきますか、皆さんが使えるように、もう食器や調理器具が置いてあります。

次、お願いします。これが美術室、工作室になるわけですけども、工作室のいすですと、やはり大人はちょっと厳しいのかなというふうに思われます。この奥にスペースがあって、そこで合宿等ができるようになっています。

次、お願いします。これが全体の外観で、とてもきれいな豊かな感じがするので、皆さんに広くアピールされたらいいと思っています。

次、お願いします。これは北部交流センターですけども、これをわざわざ出しましたのは、このようにマットが敷いてありまして、マットで足の悪い方はそのままこれを歩いていけば、次に行ったらわかるのですけれども、靴を

脱がなくてもよいという形になっていて、社会福祉協議会などではぜひこれを使っていただきたいと思います。これが天井の雨漏りの部分です。

次、お願いします。これは図書室なのですが、これをもっと有効に活用されたいと思うのですが、そのところの人員配置が難しいので、できていないというところ です。

次、お願いします。先ほどのマットの続きなのですが、このようにマットの上を歩いていくので、足の悪い方は靴を脱がなくてもよいので、これはよいアイデアであると考えております。

次、お願いします。これが玉ノ岡中学の武道場です。平成7年でしたか、つくられていて、これはとてもいい施設で、これと同じようなものはちょっと、菅谷中学校に同じものはできないかなと思うのですが、

次、お願いします。このように白い形で、ただこれでも見学者の部分が少ないということでした。

次、お願いします。これが將軍沢の嵐山町の町有林です。見事なのですが、やっぱり間伐がされていないので、とても残念なところ です。

次、お願いします。このような形なのですが、この間伐をして、少しずつ使える木もありそうなので、そのような木を使って、ぜひ有効利用して、嵐山町に木づくりの教室というのを菅谷中の武道場と技術科棟につくっていただければと思っています。

次、お願いします。このような形で、太いものもありまして、奥は細いのも

あり、これはぜひ間伐をしていただきたいと思います。これが石碑になっています。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私が質問というのはおかしい話なのですが、ちょっと確認なのですが、4ページのウの町への要望事項で、玉ノ岡中と菅谷中を10年ないし20年後には統合することも考えられると書いてあるのですが、こういうことを議論した記憶が私はないのです。

それで、これだともう玉中から菅中1本になっていきますよというのを文教が認めているようなことになってくると思うのです。今の答弁で言えば、答弁というか、議論していると言うのですけれども、どなたがそういう発言したのか、ちょっとご記憶でしたら伺いたいののですが。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 これは十分議論していますし、川口さんが覚えていらっしゃらないほうがおかしいので、これはどうなるかわからないけれども、菅谷中学校と玉ノ岡中の、人口構成を見ていただいたらわかるのですけれども、最終的にはそのようなことも、10年度、20年後に関してはそのようなことも考えられるので、武道場については武道場と技術科棟はど

っちかに行かなくてはいけないし、もし仮に菅谷中に行った場合には、武道場は社会教育施設として玉ノ岡中学に残ることもあるでしょうし、そのようなことも勘案して中学校に武道場と技術科棟をつくっておくべきではないかという話になったのですが。

そして、これに関しては、大変申しわけないのですが、7月の段階でこの文教厚生委員会のこの文章に関しては皆さんにお回ししておりまして、それについてチェックしていただくという状況になっておりまして、それをチェックされた上で私はこの委員会報告を読み上げておりますので、それが前提となっていますので、今の発言についてはいかがなものかと思われませんが。

○藤野幹男議長 よろしいですか。

「考えられ」だから、ここに「統合する」と書いてありますが、「考えられ」と、これは考えられただけだから。

委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 たびたびで申しわけないのですけれども、委員会で議論していて、そして委員会報告を皆さんにお配りしていて、それについて何もなくて、いきなり読まれたというのは、ちょっと読まれたということではないと思うのです。そして、子供の人数の推移というものを皆さんで検討して、子供の人数の推移を見て20年後にはどのくらいになるかという、中学校の人数でいくとかなり少なくなってくるよ。38年くらいになると342人になるということをお話合っていた上でこれをやっているの、

ちょっと川口さんの今の質疑についてはいかがなものかと思われませんが。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そういう私も人口のあれはきちんと見えています。見えていて、ただ統合ということになってくると、これは議論はどうだったろうなと思いついて、ちょっと記憶がないのです。ちょっとここまで書くのは、変な誤解を与えてしまうかなと思うのです。これホームページにも出ますから、出ようが出まいがもうやっぱりちょっとこういうのは、私はまずいなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 ちょっといいですか。

たびたびで申しわけないのですけれども、これは皆さんに委員会報告を出すときに、皆さんに7月の段階でお配りしていて、チェックしてくださいというふうに言っていて、それで何もなかったの、ここに委員会報告として出しています。

それで、私はこの委員会報告をつくるに当たっては、必ず委員の皆さんにチェックをしていただいています。それについて川口さんは何もご意見もなかったし、ほかの委員の人も何もご意見がなかったということで、そしてこれについては皆さんのご了承のもとに出しているものですから、それについてこういうふうな形で意見をいただくというのは心外であります。

○藤野幹男議長 ほかに。

10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 鎌形小学校が統合になったときも、人数の関係はあるにしても、地域の人たちや保護者の人たちがいろんなところを考慮して、それこそ卒業生の人たちも含めて、長年かかって統合という方向を選んだのです。

今委員長は、人数の関係でというふうに言われましたけれども、七郷中学校を玉ノ岡中学校の新設校として一緒にするときも、相当議論を重ね、地域の人たちや卒業生の人たちや、そういう議論を重ねて、玉ノ岡中学校という方向を選択をしたのです。

先ほど言ったように、委員長は人数の関係でそういう方向を出すというような論議がされたということですが、私はそういう軽率、軽率というか軽々な方向だけでこの統合問題というものを武道場も含めたそういった「統合」という言葉を入れること自体が、果たして適当なのかどうかというふうに非常に疑問を持つのですが、そういう点での論議というのはされていなかったのでしょうか。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 論議はされています。

文章をしっかりと読んでいただきたいのですが、統合されることも考えられという形で、それで武道場と技術科棟は新たに建設しなくてはいけな
いだろうというふうな形で出されているのですが、このまま放置してお

いて、そしてするわけにはいかないのです、そのためにそういうふうなことも考えられるのでという文章があるわけで、別に統合することを考えてということではなくて、そこら辺の文章の読み方というのが、ちょっと清水さんも川口さんも問題ではないですか。しっかり読み方が。〔「何で僕が問題

なんですか。委員会に行って

るわけでもないんだし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子文教厚生常任委員長** いいですか。そういうふうに使われるということ自体がおかしいのですけれども。それで、議論がもっとしっかり知りたかったら、委員会報告ではなくて、あれを読まれたらいかがですか。

何かこの文章をもう一回読んでみましようか。読んでみたらわかると思うのですけれども、なぜここにばかり目をつけるのか。将来的な嵐山町の統計的なものを考えるのも、嵐山町の議会のあり方として当然なことであり、財政それから人口構成、税の配分、人の配置、そういったことを考えたときには、人の感情以前の問題としてやっていけるか、嵐山町がやっていけるかやっていけないかということも焦点に据えて物事を考えていかななくてはいけないときに、ここの部分だけを取り上げて、それがどうのこうのという問題ではないと思うのです。その部分だけを取り上げているのではなく、全体を読んでからこれを考えていくという質問の仕方というのがあっていいと思うのですが。

○**藤野幹男議長** 清水議員。

○10番(清水正之議員) 私は、玉ノ岡中学校と菅谷中学校の統合なんていうことは考えるべきではないというふうに思います。南北が長い嵐山町の中で、中学校を1校にするなんていうのは考えるべきではないと思っている。人的配置でどうのこうのではありません。財政の問題だけではありませんよ。玉ノ岡中学校と菅谷中学校を統合するなんて、我々議員が考えるべきではないと思う。それは子供たちをどう育てていくかという問題も含めてです。私はそういうふうに思います。どうですか。

○藤野幹男議長 渋谷議員。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 まず、これについて議論しなくてはいけないのですか。いいですけども、将来的なものを考えたときに、子供たちがどのような形で地域交流をしていくか、そういった今の現在の事情に合った地域交流のあり方、学校教育のあり方というのは、それぞれ違ってきます。そのところで、議会がということではなくて、これは統合することも考えられるというふうな一つのことを出しているわけで、それを出すなということではなくて、これを統合されることも考えられるということもあるわけなので、それを出すなと言われるのは、ちょっと議員としてはいかがなものかと思えます。いろいろな選択肢がある中での一つの選択肢として考えるべきであって、それを.....

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 よろしいですか。議会では、委員会で

はこれについて話し合っています。それについてはこういうふうな選択肢もあるけれどもというふうな形であります。その中で、それについて清水さんが、委員会の意見が菅谷中学校と玉ノ岡中学校を統合するという意見だというふうに読まれるのは、これは何か読み方が浅過ぎるのではないかなと思いますが。

○藤野幹男議長 はい、わかりました。

3回目、10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 少なくとも私は文教の所管ではないですから、文教の中からそういう意見が出るということは、文教の中でも議論の問題というのもあったのではないですか。私はそういう問題の上に立って質問しているわけですから、それを内容を十分把握できないとかなんとかという話ですけども、まして委員会が、個々の議員が述べることではなくて、委員会として責任を持って文書を出しているわけですから、そうではないですか。それを十分理解していないからということで、問題をすりかえるということにはいかないのではないですか。どうでしょう。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 いいですか。委員会としてこれは結論が出ています。結論というか、委員会としてこれはいろいろな選択肢がある中で.....

〔「答弁を求めますの音が聞こえない」と言

う人あり]

○藤野幹男議長 一応今指名しましたけれども、声聞こえなかったのです。

では、答弁を求めます。

渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 委員会としてこれは議論して、そしてこの文章になっています。それについて川口さんについても、それからそのほかの人についても、この文章に関しては問題があるという指摘もなかったし、これで済ませていくという、これでオッケーという形になっています。

それについて、例えばいろいろな委員会報告があります。かつて委員会報告がありましたけれども、委員会報告でやったことが違法になってやめた結果もある。そういうふうないろいろなことがあります。ですから、委員会報告はそのときそのときの委員会のものであって、それが町政を結論づけるものではないということです。そのことについては、十分ご承知おきしていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に町に対する要望事項等がございますので、これの取り扱いについては議長に一任願いたいと存じます。

◎特別委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会の最終報告をいたします。この間、2年近く議員の皆さんや執行の皆さんにご努力をいただき、またご協力をいただき、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

いよいよこの活性化についても、今回の報告で最終報告ということになりました。長い間、いろいろな議論を積み重ねて、活性化委員会では最終的な条例制定も行ったということで、委員会としては次会の新しい議員さんに委ねる部分もあるわけですが、いずれにしても今回を最後にして、この最終報告とさせていただきたいというふうに思います。

それでは、朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

平成23年8月31日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。議会活性化特別委員長、清水正之。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

議会活性化に向けた調査・検討について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化に向けた調査・検討について」調査するため、6月21日、7月14日並びに7月25日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)6月21日の委員会について

当日は、条例施行に伴う申し合わせ事項について協議した。

協議内容は

ア 町民が議会活動に参加する機会確保の検討

イ 議会説明会のあり方

ウ 議会自由討論のあり方

エ 専門的知見の活用のためのルール

オ 請願・陳情の審査手順

カ 住民への情報提供及び議会広報のあり方

キ 移動委員会の活用の基準

の7項目について協議することとした。なお、条文でクリアできるものは除くこととした。

(2)7月14日の委員会について

当日は、申し合わせ事項について審議した。

最初に、町民が議会に参加する機会の確保についての検討について審議した。結論は、議会説明会、モニター制度を設けることとし、議会にスケジュール表を提示することとする。また、スケジュール、予算については本委員会で決定しておき、詳細については新しい議会構成の中で決めることとする。

次に、議会自由討論のあり方について審議した。議会自由討論のあり方については、全体のイメージがつかめず、研究、検討課題とする。

次に、移動委員会の活用について審議した。委員会のあり方については、はっきりした位置づけがされず、結論には至らなかった。

(3)7月25日の委員会について

当日は、前回の課題であったスケジュールを提示し、審議した。モニター制度については、平成24年2月に要綱を策定、4月にモニター募集を広報に載せることとした。また、予算は当初予算に計上することとした。

議会説明会については11月に内容検討、平成24年2月に議会だよりに掲載、5月中旬に説明会開催を予定した。

移動委員会については、傍聴人の扱いについて、条例改正についての是非の検討も含めて新しい議会構成の中で検討することとした。

以上、報告し最終報告といたします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時14分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第7、報告第6号 平成 22 年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第6号は、平成 22 年度嵐山町健全化判断比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでありま

す。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第6号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面をごらんください。まず、実質赤字比率でございますが、町の一般会計の赤字の程度を指標化いたしまして財政運営の深刻度を示したものでございます。赤字ではありませんので、数値は表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、すべての会計の赤字、黒字を合算しまして、町全体としての赤字の程度を指標化し、町としての財政運営の深刻度を示すものでございます。これにつきましても、全体を合算しても赤字ではありませんので、数字は表示されておられません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等への返済額、こういったものを加味した公債費の大きさを指標化いたしまして、資金繰りの危険度を示すものでございます。14.2%でございまして、前年度と比較いたしますと0.9ポイント減少しております。

次に、将来負担比率でございますが、町の一般会計の借入金や将来支

払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化したものでございまして、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。91.4%でございまして、昨年度と比較いたしますと31ポイント減少しております。括弧内につきましては、本町の早期健全化基準でございまして、この数値と対比していただきますと、健全な財政運営が行われている状況がご理解いただけるかと思えます。

それでは、本日参考資料としてお配りをいたしましたものをごらんいただきたいと思えます。3ページをごらんいただきたいと思えます。実質公債費比率の総括表でございすけれども、真ん中の一番右に実質公債費比率がございす。先ほど申し上げましたように、平成22年度は14.2%と前年比0.9ポイント減少したわけでございますけれども、そのわきに単年度の実質公債費比率がございす。平成22年度のところを見ていただきますと11.91178%で、前年に比較いたしますと3.18683ポイント減少いたしました。この実質公債費比率は3カ年の平均でございまして、平成20、21、22年を平均いたしますと14.2%になるものでございす。

平成22年度はフィットネスパーク整備事業債をはじめ幾つかの起債の償還が終了したこと、下水道使用料の増加によりまして下水道に要する経費が減少したこと等によりまして、単年度の実質公債費比率が下がったものでございす。

4ページをごらんいただきたいと思えます。将来負担比率の関係の総括

表でございますけれども、まず左の一番上に詳細の現在高がございます。

平成 22 年度は 59 億 4,331 万 4,000 円でございます。平成 21 年度はと申しますと 59 億 303 万 4,000 円ございました。差し引きいたしますと 4,028 万円ほど町債の現在高は増加している状況でございますが、他の債務負担見込額が減少したこと、充当化の基金をはじめとする充当化の財源が大幅に増加したことによりまして、将来負担比率は前年比で 31 ポイント減少したということでございます。

以下につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上でございます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成 22 年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成 22 年度嵐山町健全化判断比率について審査しましたので、ご報告を申し上げます。

審査は、去る7月 21 日、役場執行部控室におきまして、安藤監査委員とともに実施いたしました。各財政健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るかまたは算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載

した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧をいただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますけれども、審査結果の報告とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が完了しました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第8、報告第7号 平成22年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

す。

報告第7号は、平成22年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、報告第7号につきまして細部説明をさせていただきます。

まず、裏面をごらんいただきたいと思います。平成22年度嵐山町資金不足比率の報告書でございます。特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計とも資金不足はございませんので、資金不足比率のところの数値の表示はされておられません。備考につきましては、事業規模を記載させていただいたものでございます。

水道事業につきましては4億8,713万円ということで、営業収益から受託工事費を差し引いた額を掲載をさせていただいております。

下水道事業特別会計につきましては2億789万2,000円で、下水道の

使用料その他の収入額の合計額を記載をさせていただいているところでございます。

次に、本日配付をさせていただきました参考資料をごらんいただきたいと思っております。数字等が小さくて申しわけないのですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、表の一番上段の右側でございますが、右側の(3)の部分のところの流動資産 15 億 2,776 万 1,000 円から(1)の流動負債 2 億 484 万 2,000 円を差し引きしますと、2段目の(8)のところの資金不足額、剰余額のところでございますが、13 億 2,291 万 9,000 円ということで、マイナスにならないために先ほどの表のところの数値の表示がされておらないものでございます。今申し上げましたのは、水道事業会計でございます。

次に、下水道事業特別会計の関係につきましては、3段目の右側の(3)収入歳入額 6 億 3,821 万 6,000 円から(1)の歳出額 6 億 195 万 6,000 円を差し引きますと、一番下の段の(8)のところでございますが 3,626 万円となりまして、下水道事業につきましてもマイナスにならないために、先ほどの比率の表のところの数値表示がされないものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成 22 年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査

委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成 22 年度嵐山町資金不足比率を審査しましたので、報告を申し上げます。

審査は、去る7月 21 日、役場執行部控室におきまして、安藤監査委員とともに実施いたしました。資金不足比率は、算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧をいただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますけれども、審査結果の報告とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財産の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第38号～議案第44号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第9、議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出認定についての件、日程第10、議案第39号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、議案第40号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、議案第41号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、議案第42号 平成22年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14、議案第43号 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第15、議案第44号 平成22年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上の決算議案7件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、議案第38号から順次ご説明を申し上げます。

議案第38号は、平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額64億4,409万2,609円、歳出総額60億1,444万7,526円であり、歳入歳出差引額4億2,964万5,083円か

ら継続費を暫時繰り越し 4,038 万 6,000 円及び繰越明許費繰越額 1 億 830 万 6,000 円を差し引いた実質収支額は、2 億 8,095 万 3,083 円です。

なお、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、ございません。

続きまして、議案第 39 号についてご説明を申し上げます。議案第 39 号は、平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額 19 億 664 万 6,097 円、歳出総額 18 億 3,453 万 8,561 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 7,210 万 7,536 円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 40 号についてご説明を申し上げます。議案第 40 号は、平成 22 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額 1,158 万 8,814 円、歳出総額 1,158 万 8,814 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額はゼロ円です。

続きまして、議案第 41 号についてご説明申し上げます。議案 41 号は、平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。歳入総額 1 億 3,538 万 9,701 円、歳出総額 1 億 3,305 万 1,791 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 233 万 7,910 円であり、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 42 号についてご説明申し上げます。議案第 42 号は、

平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件で
ございます。歳入総額9億 2,888 万 7,109 円、歳出総額8億 8,694 万
2,658 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 4,194 万 4,451 円であ
り、基金繰り入れはございません。

続きまして、議案第 43 号についてご説明を申し上げます。議案第 43 号
は、平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
の件でございます。歳入総額6億 3,821 万 5,913 円、歳出総額6億 195
万 6,411 円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は 3,625 万 9,502 円で
あり、基金繰り入れはございません。

以上、議案第 38 号から議案第 43 号は、地方自治法第 233 条第3項の
規定に基づき、監査委員の意見をつけ議会の認定に付すものであります。

続きまして、議案第 44 号についてご説明申し上げます。議案第 44 号は、
平成 22 年度嵐山町水道事業決算認定についての件でございます。平成
22 年度の業務状況は、給水人口1万 8,685 人、給水戸数 7,367 戸、年
間総配水量 289 万 9,215 立方メートル、総有収水量 270 万 4,792 立方
メートル、有収率は 93.29%と、前年に比べて 4.98 ポイントの増となりまし
た。

経営状況は、税抜きで事業収益4億 9,444 万 7,257 円に対しまして、
事業費用は3億 9,743 万 3,107 円で、当年度純利益は 9,701 万 4,150
円であります。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、収入額が 503 万 4,250 円に対しまして、支出額 1 億 9,037 万 1,428 円で、不足する額 1 億 8,533 万 7,178 円は、減債積立金、建設改良積立金等で補てんをいたしました。

以上、議案第 44 号は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、田幡会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

田幡会計管理者兼会計課長。

〔田幡幸信会計管理者兼会計課長登壇〕

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 それでは、議案第 38 号 平成 22 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明を申し上げます。

歳入から申し上げます。決算書の 14 ページ、15 ページをごらんください。

1 款徴税ですが、調定額 30 億 7,068 万 2,978 円に対しまして収入済額は 28 億 2,164 万 1,612 円で、前年度に比較しまして 100 万 2,655 円の減額となりました。徴収率は前年より 0.3 ポイント上回り、91.9%とな

りました。歳入総額に占める町税の割合は43.8%でありました。また、不納欠損額は732万1,973円、内訳は町民税487万9,923円、固定資産税229万150円、軽自動車税15万1,900円であります。また、収入未済額は3億4,171万9,393円でありました。

町税増減額では、町民税個人の現年課税分が1億540万7,902円の減額、法人の現年課税分が9,064万8,500円の増額、固定資産税の現年課税分が612万6,050円の増額、国有資産等所在市町村交付金の現年課税分が285万9,000円の減額、軽自動車税の現年課税分は112万5,400円の増額、町たばこ税の現年課税分が424万2,536円の増額となりました。

20ページ、21ページをお願いします。10款地方交付税ですが、収入済額は7億6,944万9,000円で、前年度に比較しまして8,470万4,000円の増額となりました。内訳は、普通交付税6億6,062万6,000円で7,801万7,000円の増額、特別交付税では1億882万3,000円で668万7,000円の増額でありました。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。14款国庫支出金ですが、収入済額は6億8,164万4,673円で、前年度に比較しまして2億9,694万4,271円の減額となりました。また、収入未済額は1億8,745万円でありました。

増減額の主なものは、2節児童福祉費負担金では、児童手当交付金が

4,860万6,334円の減額、保育所運営費負担金が1,124万5,000円の減額、また新設された子ども手当国庫負担金は2億1,418万665円となりました。

28ページ、29ページをお願いいたします。1目総務費国庫補助金では、定額給付金支給事業補助金2億9,382万7,325円の減額及び地域活性化関連交付金1億8,460万円の減額でありました。

30ページ、31ページをお願いいたします。6目の教育費国庫補助金6節社会資本整備総合交付金ですが、(仮称)ふれあい交流センター建設事業1億2,318万6,000円であります。

40ページ、41ページをお願いいたします。18款繰入金ですが、収入済額は2億3,109万1,787円で、前年度に比較しまして2,193万9,723円の減額となりました。

42ページ、43ページをお願いいたします。19款繰越金ですが、収入済額は2億1,435万4,046円で、前年度に比較しまして1,176万5,071円の減額となりました。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。20款諸収入ですが、収入済額は1億1,514万5,446円で、前年度に比較しまして4,861万4,198円の増額となりました。主なものは3項2目平沢地区土地区画整理事業貸付金元金収入4,300万円であります。

49ページをお願いいたします。3目雑入の備考欄14、資源物売却代金

は 616 万 5,079 円でありました。また、29、比企ふるさと市町村圏組合返還金は 1,029 万 1,000 円でありました。

次に、21 款町債ですが、収入済額は 7 億 5,779 万 4,000 円で、前年度に比較しまして 3 億 591 万 5,000 円の減額となりました。

次のページをお願いいたします。主なものはまちづくり交付金事業債、学校教育施設等整備事業債であります。4 目臨時財政対策債は 4 億 8,369 万 4,000 円で、前年度に比較しまして 1 億 7,128 万 5,000 円の増額となりました。また、5 目借換債は 1 億 2,660 万円でありました。

歳入合計ですが、調定額 68 億 8,490 万 2,019 円、収入済額 64 億 4,409 万 2,609 円で、前年度に比較しまして 5 億 4,080 万 3,826 円の減額となりました。また、不納欠損額 732 万 1,973 円、収入未済額は 4 億 3,348 万 7,437 円でありました。

続きまして歳出ですが 54 ページ、55 ページをお願いいたします。2 款総務費ですが、支出済額は 11 億 8,318 万 9,650 円で、前年度に比較しまして 1 億 7,178 万 1,783 円の減額となりました。

増減額の主なものは 67 ページをお願いいたします。備考欄 06、ふるさとづくり基金管理事業、ふるさとづくり基金積立金は 417 万 7,667 円で、前年度に比較しまして 5,106 万 7,948 円の減額。

69 ページをお願いいたします。備考欄 01、財政調整基金管理事業、財政調整基金積立金は 3 億 5,203 万 984 円で、1 億 4,721 万 1,338 円の

増額。また、減債基金積立金は 4,300 万円でありました。また、企画費では定額給付金事業 2億 9,411 万 7,615 円が減額となりました。

88 ページ、89 ページをお願いいたします。3款民生費ですが、支出済額は 14 億 4,683 万 7,475 円で、前年度と比較しまして 1億 678 万 5,468 円の増額となりました。

増減額の主なものは、97 ページをお願いいたします。備考欄 20、福祉基金管理事業、福祉基金積立金は 63 万円ですが、前年度と比較しまして 4,080 万 935 円の減額となりました。

107 ページをお願いいたします。2目児童措置費の備考欄 01、児童手当・特例給付支給事業は 2,154 万 5,000 円で、前年度と比較しまして 1億 639 万 5,000 円の減額。02、子供手当支給事業は 2億 7,310 万 4,000 円でありました。

次のページをお願いいたします。3目保育所費、備考欄 01、保育所保育事業は 2億 8,110 万 9,640 円で、前年度と比較しまして 2,046 万 9,637 円の減額となりました。

次に、4款衛生費ですが、支出済額は 4億 8,962 万 1,240 円で、前年度と比較しまして 467 万 9,708 円の増額となりました。

主なものは 115 ページ、2目予防費、備考欄 01、予防接種事業は 3,169 万 6,167 円で、前年度と比較しまして 602 万 9,036 円の増額となりました。

121 ページをお願いいたします。備考欄 11、地球温暖化防止事業の太陽光発電・高効率給湯器設置補助金は 610 万円でありました。

124 ページ、125 ページをお願いいたします。6款農林水産業費ですが、支出済額は1億 271 万 6,937 円で、前年度と比較しまして 1,156 万 8,089 円の減額となりました。

132 ページ、133 ページをお願いいたします。主なものは備考欄 02、農業用施設整備事業 1,084 万 2,335 円で、前年度と比較しまして 2,184 万 474 円の減額となりました。また、工事請負費等の 1,940 万円の翌年度への繰り越しは、深谷鶴巻親水公園整備事業の繰り越しであります。

次に、7款商工費ですが、支出済額は 4,995 万 2,644 円で、前年度と比較しまして 439 万 2,338 円の減額となりました。

主なものは、135 ページをお願いいたします。1目商工総務費の備考欄 05、花見台工業団地電波障害対策事業は 446 万 2,920 円でありました。なお、翌年度繰越額は 56 万 3,000 円でありました。

137 ページをお願いいたします。3目消費者行政推進費の備考欄 01、消費者行政推進事業は 244 万 2,796 円で、前年度と比較しまして 183 万 5,156 円の増加となりました。

138 ページ、139 ページをお願いいたします。8款土木費ですが、支出済額は7億 935 万 9,796 円で、前年度と比較しまして6億 4,092 万 4,240 円の減額となりました。繰越明許費は3億 9,222 万 2,000 円で、

生活道路整備事業3路線1億5,611万8,000円、幹線道路整備事業2路線2,098万5,000円、平沢土地区画整理事業2億1,511万9,000円が翌年度へ繰り越しとなりました。

増減額の主なものですが、142 ページ、143 ページをお願いいたします。備考欄04、幹線道路整備事業は862万3,308円で、前年度に比較しまして3,136万9,024円の減額となりました。

148 ページ、149 ページをお願いいたします。備考欄02、平沢土地区画整備事業は1億8,109万7,000円で、前年度に比較しまして6億1,113万円の減額となりました。

153 ページをお願いいたします。備考欄06、里地里山整備事業は1,285万2,750円で、これは広野金皿山里山公園整備事業であります。

次に、9款消防費ですが、支出済額は3億8,967万3,293円、前年度に比較しまして3,334万1,866円の増額となりました。

155 ページをお願いいたします。4目防災費の備考欄02、防災行政無線施設布設整備管理事業では1,788万4,507円で、工事請負費の1,501万5,000円は、全国瞬時警報システム導入及び防災行政無線操作卓改修工事の前年度繰越明許費分であります。

157 ページをお願いいたします。備考欄06、防災施設整備事業は4,349万5,650円で、工事請負費の4,276万4,400円は前年度繰越明許費の防災倉庫新築工事及び防災広場整備工事等の実施によるもので

あります。

次に、10 款教育費ですが、支出済額は7億 5,942 万 2,627 円で、前年度と比較しまして1億 2,644 万 8,827 円の減額となりました。継続費繰次繰り越しは1億 5,378 万 6,000 円で、ふれあい交流センター建設事業であります。また、繰越明許費は5億 9,007 万円で七郷小学校及び菅谷中学校体育館改築工事を含む小中学校学校施設改修事業及びふれあい交流センター建設事業等であります。

163 ページをお願いいたします。備考欄 12、理科教育新設備整備事業は 457 万 2,750 円でした。

173 ページをお願いいたします。備考欄 06、小学校施設改修事業は 2,719 万 2,900 円で、七郷小学校体育館改築工事設計業務委託や七郷小学校グラウンド芝生化工事等であります。

181 ページをお願いいたします。備考欄 05、中学校施設改修事業は 2,255 万 2,150 円で、菅谷中学校体育館改築工事設計業務委託や菅谷中学校部室棟ドア等改修工事等であります。

187 ページをお願いいたします。備考欄 04、嵐山幼稚園改修事業の工事請負費 3,119 万 7,600 円は、旧鎌形小学校改修事業償還金であります。

193 ページをお願いいたします。備考欄 05、(仮称)ふれあい交流センター建設事業は1億 4,600 万 7,297 円でありました。

また、207 ページ、学校給食費でございますけれども、給食調理場建設事業の2億 7,119 万 2,487 円が減額となりました。

次に、208 ページ、209 ページをお願いいたします。12 款公債費ですが、支出済額は8億 476 万 4,358 円で、前年度と比較しまして 6,047 万 8,780 円の増額となりました。なお、1億 2,662 万 465 円の償還につきましては、役場庁舎建設事業の借りかえのための一括償還金でございます。

212 ページ、213 ページをお願いします。歳出合計ですが、支出済額は60 億 1,444 万 7,526 円で、前年度と比較しまして7億 5,609 万 4,863 円の減額となりました。また、継続費繰次繰り越しは1億 5,378 万 6,000 円で、繰越明許費は 14 事業、29 件、10 億 225 万 5,000 円、不用額は1 億 4,674 万 9,474 円となりました。

次の 214 ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、先ほど町長の提案説明で申し上げましたので、ご高覧願いたいと思います。

次に、財産に関する調書ですが、345 ページをお願いいたします。公有財産(1)土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は行政財産、普通財産合わせまして 94 万 2,038 平方メートル、建物の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産合わせまして5万 1,422 平方メートルとなりました。

下段の表の行政財産の数値に変更を生じたところの変更理由を申し上げます。土地のうち公共用財産のその他施設の1万 7,451 平方メートルの増は、広野金皿山里山公園用地取得1万 6,645 平方メートル及びふれあ

い交流センター駐車場用地取得 806 平方メートルであります。建物のうちで
その他施設の 856 平方メートルの減は、ふれあい交流センター建設のため、
役場出張所の取り壊しによる減であります。

次のページをお願いいたします。普通財産ですが、土地のうち宅地 343
平方メートルの増は、大字川島及び平沢の個人の方からの寄附によるもの
でございます。山林の 5,001 平方メートルの増は、大字広野の日本ヒュー
ム株式会社からの寄附によるものです。雑種地の 343 平方メートルの減は、
ベニックスへの売り払い 268 平方メートル、東部鉄道への売り払い 75 平方
メートル等でございます。建物、木造の宅地 80 平方メートルの増は、宅地で
寄附をいただいた大字平沢の土地の建物でございます。非木造の宅地
286 平方メートルの減は、ふれあい交流センター建設のため、おもちゃ図書
館、ライオンズクラブ事務所の取り壊しによる減であります。

次のページをお願いいたします。(2)出資による権利でございます。22
年度は埼玉県労働者信用基金協会出損金につきましては、当協会が解散
したため 720 万円減額し、決算年度末現在高はゼロ円となりました。また、
比企ふるさと市町村基金出資金は廃止されたため 7,886 万 4,000 円を減
額し、決算年度末現在高はゼロ円となりました。出資による権利の決算年
度末現在高は、12 件、2,733 万 6,000 円となりました。

次のページをお願いいたします。2、物品でございます。金額が 50 万円
以上のものを記載してあります。自動車、校内放送設備等に変動がござい

ました。ご高覧願いたいと思います。

次のページをお願いいたします。3、基金の状況です。それぞれ取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末の基金設定等の総額は14基金、7億6,406万4,000円であります。このうち奨学資金貸付基金をはじめとする定額運用基金は5基金で、決算年度末現在高は総額で1億2,400万円です。運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願います。また、その他の基金は財政調整基金をはじめとする9基金で、決算年度末現在高は総額で6億4,006万4,000円となりました。

以上、簡単ですが議案第38号 平成22年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。なお、詳細につきましては、平成22年度主要な施策の説明書を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

以上です。

○藤野幹男議長 細部説明の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

午後の再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午後 零時05分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算議案に関する細部説明を続行いたします。

各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、老人保健特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

新井町民課長。

〔新井益男町民課長登壇〕

○新井益男町民課長 私のほうからは、議案第39号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について細部説明を申し上げます。

説明につきましては、主要な施策の説明書を使ってご説明申し上げたいと思います。申しわけありませんけれども、主要な施策の説明書145ページをお開きください。

1の(1)被保険者数、世帯数の状況の表をごらんください。平成22年度末現在で加入世帯数は3,028世帯、被保険者数は退職者と一般とで5,477人です。前年度と比較して世帯数で11世帯増加、被保険者総数は増減がありません。ただし、退職被保険者数は74人増加しています。一般被保険者数は74人、その分減少しております。

次に、2、決算の概要(1)総括収支の状況の表をごらんください。平成22年度決算は、平成21年度に比較し歳入で約6,600万円、歳出で約

6,900万円の増額となっております。翌年度繰越額は7,210万7,536円でございます。このうち約3,000万円は、平成23年度に精算金として納付を要するものであり、残り約4,200万円がいわば純然たる繰り越しとなるものであります。

繰越額が多くなった主な理由は、上半期に保険給付の大幅な伸びが生じたため、保険給付費支払い準備基金を全額取り崩し、保険給付費の支払いの対応を行いました。上半期には落ち着いたことにより、歳出予算に不用額が生じたものであります。細部につきましては、歳出においてご説明させていただきます。

次に、146ページ、(2)歳入の状況の表をごらんください。歳入の主なものの1款国民健康保険税は、一般、退職を含め決算額4億9,071万2,000円で、対前年度で2,832万1,000円の減となっております。国民健康保険税の構成比率は、25.7%となっております。

2款は、説明を省略させていただきます。

3款国庫支出金ですが、決算額3億8,738万1,000円で、前年度比較3,305万7,000円の減となっております。国庫支出金の主なものとしては、療養給付費等負担金が3億235万8,860円で、国庫支出金の中において約78%の構成比率となっております。ほかに財政調整交付金は、収入済額7,001万1,000円が交付されました。国庫支出金の中の構成比率は約18%となっております。

そのほか高額医療費共同事業負担金は1,188万円が交付され、標準高額医療費の拠出金の4分の1に相当する額が交付されております。療養給付費等負担金、財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金、これで国庫支出金の約99%となっております。これ以外に国庫支出金として、特定健康診査等負担金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金及び出産育児一時金交付金が交付されております。

次に、4款医療給付費交付金は、決算額1億1,908万6,000円で、退職被保険者に係る医療給付に対し支払基金から交付されました。

次に、5款前期高齢者交付金は、決算額4億6,591万円で、前年度と比較し1億3,914万5,000円の増となっております。構成比率は24.4%となっております。全国平均の前期高齢者加入率を基準にして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものであります。嵐山町の前期高齢者加入率は35.4%となっております。

次に、6款県支出金ですが、決算額1億802万4,000円で前年度比較1,090万7,000円の増となっております。県支出金の主なものとしては、第一号県調整交付金が6,515万5,000円、第二号県調整交付金は2,899万7,000円交付されました。そのほか高額医療費共同事業負担金が1,188万円ほど、特定健康診査等負担金199万円も交付されております。県支出金の中で第一号県調整交付金、第二号県調整交付金の合計構成比率が約87%となっております。

次に、7款共同事業交付金は、決算額1億4,836万1,000円交付されました。前年度と比較し6,500万4,000円の減となっております。共同事業交付金は、レセプト1件80万円を超える高額療養費について当該を超える額の100分の59に相当する額が交付される共同事業交付金と、1件30万円を超えるレセプトについて交付される保険財政共同安定化事業交付金があります。

8款は、説明を省略させていただきます。

次に、9款繰入金ですが、決算額1億883万3,000円が繰り入れられました。前年度と比較し1,818万8,000円の増額となっております。そのうち一般会計繰入金は、収入済額5,597万4,000円です。また、保険給付費支払準備基金より基金繰入金として5,285万9,000円を繰り入れております。

10款繰越金は、決算額7,571万1,000円で、前年度繰越金でございます。前年度と比較し、4,503万8,000円の増額となっております。

次に、11款諸収入ですが、収入済額262万4,000円となっております。諸収入の主なものとしては、一般被保険者及び退職被保険者からの延滞金、住民健診の受益者負担金及び第三者納付金でございます。

以上の歳入合計決算額19億664万6,000円でございます。前年度と比較し6,614万7,000円の増額となっております。

次に、(3)歳出の状況の表をごらんください。1款総務費は、決算額

1,335万5,000円です。人件費、事務執行経費等の支出をさせていただきました。

次に、2款保険給付費は、決算額12億2,414万1,000円です。前年度と比較して3,892万4,000円の増額であり、3.28%の伸びとなっております。保険給付費のうち一般被保険者療養給付費が9億4,657万4,791円、その件数は6万604件でありました。前年度と比較し450件増加し1,564万円ほどの増加となっております。保険給付費のうち退職被保険者等療養給付費は1億1,556万8,261円で、件数は6,823件でありました。前年度と比較し133件増加し1,540万円ほどの増加となっております。一般被保険者分及び退職被保険者等高額療養費ともに前年度と比較し、件数、支払い金額とも伸びております。特に退職被保険者等高額療養費は、前年度と比較し17件、612万円ほどの増加となり、前年度と比較し44.5%の伸びとなりました。このほかに出産育児一時金、支出済額756万円、件数は18件でございます。対前年度では9件の減となっております。葬祭費は支出済額225万円で、件数は45件でございます。支出における保険給付費の構成比率は66.7%となっております。

3款後期高齢者支援金等は、支出済額2億2,530万8,000円です。後期高齢者医療制度の創設に伴い、被保険者に係る負担対象額の12分の1に相当する額を支出しております。後期高齢者医療支援金等の構成比率は、12.3%となっております。

4款前期高齢者納付金等及び5款老人保健拠出金は、それぞれ示された算定方法により確定された額を納付しております。

6款介護納付金は、決算額1億 301 万 9,000 円で、介護保険における第2号被保険者分を支払基金に納付したものでございます。前年度に比較し1,389 万 5,000 円増加し、伸び率は15.6%の増加となっております。

7款共同事業拠出金は、決算額1億 9,374 万 6,000 円です。この制度は高額療養費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、及び県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件 30 万円を超える医療費を対象に一定割合により拠出したものであります。

8款保険事業費は、決算額2,186 万 1,000 円です。この中で疾病予防費は、支出済額1,268 万 6,568 円で、人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の検診委託料が主なものでございます。また、特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係る支出をしております。特定健康診査の受診結果ですが、平成 22 年度の目標率 50%に対し、実施率は人間ドック受診者も含め 27.7%でございました。

9款基金積立金の状況は、保険給付費支払準備基金へ 2,600 万円の積み立てを行いました。療養給付費等の支払いに対応するため、年度中に3回に分けて、総額 5,285 万 9,000 円の取り崩しを行いました。その結果、基金の平成 22 年度末現在高は、32 円となっております。

11 款諸支出金の主なものとして、療養給付費等負担金返還金及び療養給付費交付金返還金など、平成 21 年度分の額の確定によりそれぞれの生産額が確定したため、生産額を返還した費用でございます。

歳出合計額は 18 億 3,453 万 9,000 円でございます。

次に、3 保険税の状況ですが、国民健康保険税の決算額は 4 億 9,071 万 1,848 円となりました。

147 ページの(1) 収納状況の表、調定額の合計ですけれども、6 億 2,458 万 4,639 円に対し収入済額 4 億 9,071 万 1,848 円であり、収納率欄の計をごらんいただきたいと思います。収納率は全体で 78.57% であり、前年度の 79.61% に比較し 1.04 ポイント下がっております。

国民健康保険税の調定額等につきましては、町長の提案説明においてご説明してありますので、省略させていただきます。

次に、148 ページ、(2) 保険税の不納欠損内訳の表をごらんいただきたいと思います。地方税法第 15 条の 7 第 4 項該当、滞納処分の停止が 3 年間継続したときの消滅、同法第 15 条の 7 第 5 項該当、財産の処分停止で国保税が徴収できない場合の即時消滅及び同法第 18 条第 1 項該当、5 年の時効により消滅の理由により、延べ件数で 671 件、金額で 1,159 万 4,966 円を不納欠損しております。

以上で、議案第 39 号 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 40 号 平成 22 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明をさせていただきます。

主要な施策の説明書の 165 ページをお開きください。

1、決算の概要(1)総括収支の状況の表をごらんください。平成 22 年度歳入合計 1,158 万 8,814 円、歳出合計 1,158 万 8,810 円、歳入歳出差引額ゼロ円、翌年度繰越額ゼロ円となりました。老人保健特別会計につきましては、国、県の指導により3年間老人保健特別会計を維持するように指導されておりますが、平成 22 年度で3年間が終了するため、平成 22 年度をもって廃止するため、歳入歳出差引額をゼロ円としたものでございます。

以上のことから、平成 22 年度決算の特徴ですが、老人保健制度の廃止に伴い、平成 22 年度分は過年度精算分に関する決算となっております。

(2)歳入の状況ですが、1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金は、収入金がありません。

次に、4款繰入金は、一般会計からの繰入金で、決算額 51 万 1,000 円でございます。内容は、町負担分を繰り入れたものでございます。内訳は、医療費分として町の負担割合、医療費額の 12 分の 1 に相当する額 8 万 3,000 円を、事務費分として 1 万 3,000 円を、さらに国庫負担金等の後年度精算分として国、県負担金合わせて 41 万 5,000 円を繰り入れさせていただきました。

次の5款の繰越金は、前年度繰越金で 1,079 万 2,563 円であります。

次に、6款諸収入は、返納金の収入が28万5,251円ありますが、これは医療機関より過誤申請分が返還されたものでございます。

以上、歳入でございますが、歳入合計決算額1,158万8,814円ございました。

次に、(3)歳出の状況ですが、1款総務費、2款医療諸費は、説明を省略させていただきます。

次に、3款諸支出金ですが、支出の内容は平成21年度の額の確定に伴う精算金として支払基金国及び県へ返還する償還金が478万3,750円です。償還金の内容は、平成21年度の確定に伴う精算金として返還するものであります。ほかに一般会計繰出金として679万8,296円の支出があります。これは国、県の指導により、平成20年度から平成22年度までの3年間老人保健特別会計を維持してまいりましたが、ここで3年間が終了することから、過年度分の精算を行うとともに、特別会計の予算をゼロにして、老人保健特別会計を廃止するために、残額を一般会計に繰り出しする額でございます。

歳出の説明は以上でございます。歳出合計は1,158万8,814円あります。

以上で、議案第40号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第41号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算認定につきましてご説明させていただきます。

主要な施策の説明書の173ページをお開きください。

1、被保険者数の状況の表をごらんください。平成22年度末現在で被保険者数は1,933人です。前年度と比較して、被保険者数は61人増加しています。被保険者数は、前年度と比較し3.25%の増でありました。

次に、2、決算の概要(1)総括収支の状況の表をごらんください。平成22年度歳入合計1億3,538万9,701円、歳出合計1億3,305万1,791円、歳入歳出差引額233万7,910円、翌年度繰越額233万7,910円となりました。平成22年度決算では、平成21年度と比較し歳入で60万2,884円増額、歳出で18万2,487円の減額となっております。本会計は、後期高齢者医療保険料の徴収及び納付に関する事業費が主な内容でございます。

(2)歳入の状況の表をごらんください。1款後期高齢者医療保険料は、決算額1億576万140円です。構成比率は78.1%となっております。特別徴収及び普通徴収によるものですが、本町の徴収率は特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が99.54%でした。

2款及び3款は、説明を省略させていただきます。

次に、4款繰入金は、決算額2,785万6,000円で、一般会計から事務費分及び保険基盤安定繰入金を繰り入れしております。なお、保険基盤安定繰入金は、低所得者保険料軽減分の県負担分と町負担分を繰り入れた

ものでございます。構成比率は20.6%となっています。

5款繰越金は、前年度繰越金で決算額155万2,539円でございます。

6款諸収入は、埼玉県後期高齢者医療広域連合より保険料の歳出還付金を受け入れたものと預金利息でございます。

以上、歳入ですが、歳入合計決算額は1億3,538万9,701円でございます。平成21年度に比較し、歳入額は60万2,884円の増額となりました。

次に、歳出の説明をさせていただきます。説明書の174ページをお開きください。(3)歳出の状況の表をごらんください。1款総務費は、決算額102万5,655円で保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額1億3,180万8,996円で、これは徴収した保険料に保険料軽減分の県負担分と町負担分を加えた額を広域連合へ納付したものでございます。構成比率は99.1%となっています。

3款諸支出金は、決算額21万7,140円で、過誤納付による保険料還付金でございます。

以上、歳出ですが、決算額1億3,305万1,791円となっています。

3、保険料の状況は、予算額1億1,461万7,000円に対し、決算額1億576万140円となっています。(1)収納状況の表をごらんください。特別徴収は収入済額が6,526万3,520円で、件数は1,585件であります。

特別徴収の納期は4月、6月、8月、10月、12月、2月の偶数月で、年6回になっております。普通徴収は、収入済額が4,035万3,170円で、件数は683件であります。収入未済額18万6,750円で、件数は5件であります。普通徴収の納付月は、原則7月から翌年2月まで、毎月8期の納期に分けて納めていただくようなことになっております。過年度滞納分は、収入済額が13万8,450円で、件数は7件であります。収入未済額が23万6,390円で、件数は7件であります。保険料の状況は、調定額1億618万1,930円に対し、収入済額1億576万140円となっています。合計の収納率は99.60%でございます。

以上をもちまして、議案第41号平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

青木長寿いきがい課長。

〔青木 務長寿いきがい課長登壇〕

○青木 務長寿いきがい課長 それでは、議案第42号の細部につきまして、決算書によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の296、297ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入の1款保険料でございますが、調定額2億1,877

万 3,602 円、収入済額 2 億 602 万 3,079 円、収入未済額 1,275 万 523 円となりまして、歳入決算額に占める割合は 22.2%でございます。収納率は 94.2%で、前年度と比較し 0.7 ポイント下降しております。内訳といたしますと特別徴収が 100%、普通徴収の現年度分が 87.9%、滞納繰り越し分が 8.3%となっております。

次に、3 款国庫支出金でございますが、収入済額 1 億 6,583 万 2,950 円でございます。このうち 1 項国庫負担金の介護給付費負担金が、定率負担分といたしまして 1 億 4,325 万 2,000 円交付されております。2 項国庫補助金の 1 目調整交付金につきましては、後期高齢者医療の比率や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成 22 年度調整基準標準給付費の 2.22%、1,733 万 5,000 円が交付されたものでございます。

298、299 ページをお願いいたします。4 款支払基金交付金でございますが、収入済額が 2 億 4,149 万 1,000 円で、これは第 2 号被保険者の保険料でございます。社会保険診療報酬支払基金から平成 22 年度の標準給付費及び介護予防事業費の 30%が交付されたものでございます。

次に、5 款の県支出金の収入済額 1 億 1,951 万 975 円につきましては、1 項の県負担金といたしまして介護給付費の定率負担分 1 億 1,688 万 8,000 円、2 項の県補助金、地域支援事業の定率負担分といたしまして 262 万 2,975 円が交付となっております。

次に、300、301 ページをお願いいたします。7項繰入金でございますが、収入済額1億 3,806 万 7,892 円で、このうち1項の一般会計からの繰入金といたしまして1億 3,096 万 7,000 円で、町負担分といたしまして介護給付費及び地域支援事業の定率負担分並びにその他一般会計負担分を繰り入れたものでございます。また、2項基金繰入金につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例金からの270万 892 円で、介護従事者の処遇改善のために介護報酬の改定を行った際に、第1号被保険者の保険料の上昇を抑えるために繰り入れを行ったものが主なものでございます。

8款繰越金につきましては、収入済額 5,764 万 6,333 円を前年度から繰り越しいたしました。

304、305 ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額が9億 7,817 万円、調定額が9億 4,163 万 7,632 円、収入済額9億 2,888 万 7,109 円、収入未済額 1,275 万 523 円となっております。

続きまして 306、307 ページの歳出をお願いいたします。1款総務費は、支出済額 1,598 万 23 円でしたが、そのうち3項の介護認定審査会費の1,266 万 204 円につきましては、比企広域への負担金及び主治医の意見書作成料が主なものとなっております。

308、309 ページをお願いいたします。2款保険給付費は、支出済額が8億 495 万 3,316 円でございます、歳出決算額の 90.8%を占めております。1項の介護サービス費等諸費のうち1目の居宅介護サービス給付費2

億 7,316 万 6,117 円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供した居宅介護サービス費用の9割を給付したもので、年度末現在 330 人の方が利用されました。5目の施設介護サービス給付費につきましては、支出済額が3億 5,591 万 3,098 円で、年度末現在 116 名の方の利用でございます。

310、311 ページをお願いいたします。9目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額 3,097 万 9,700 円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用といたしまして 2,714 件分を介護支援サービス事業者に 10 割給付したものでございます。2項の介護予防サービス等諸費につきましては、支出済額 3,935 万 7,103 円で、これは介護認定におきまして要支援1または2と判定された方に対しまして、状態の改善と悪化の予防のためのサービスを提供したものでございます。

312、313 ページをお願いいたします。4項の高額介護サービス等費の 1,455 万 3,323 円でございますが、1割の利用者負担額が高額になった場合、負担額の上限を定めまして、超えた分について償還払いで交付したものでございまして、1,433 件となっております。5項の高額医療合算介護サービス等費の 219 万 8,080 円でございますが、医療保険の一部負担金並びに介護保険の利用者負担の1年間の総額が一定額を超えた分について、償還払いで交付したものでございます。

314、315 ページをお願いいたします。6項1目の特定入所者介護サー

ビス費 3,315 万 9,400 円につきましては、低所得の方の介護保険施設等における食費と居住費の負担限度額を超えた部分につきまして給付したものでございまして、1,113 件分となっております。

3款地域支援事業費の1項1目介護予防特定高齢者施策事業費 424 万 6,006 円につきましては、特定高齢者を把握するために要した経費と介護予防のための元気はつらつ体操教室などを行ったものでございます。

316、317 ページをお願いいたします。2目の介護予防一般高齢者施策事業費 341 万 4,323 円につきましては、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、介護予防についての教室などを実施したものであります。

318、319 ページをお願いいたします。2項の包括的支援事業任意事業費 415 万 2,213 円でございますが、次のページの5目の任意事業費の中で行っております配食サービス事業が主なものでございます。利用者の実人数といたしますと、昼食が 291 人、夕食が 228 人となっております。

次に、4款基金積立金でございますが、1項1目の介護給付費支払準備基金積立金といたしまして 2,511 万 6,834 円を積み立てまして、年度末の基金残高は1億 1,664 万 3,500 円となっております。

322、323 ページをお願いいたします。5款諸支出金につきましては、支出済額 2,907 万 6,242 円となっておりますが、主なものとしたしましては、平成 21 年度決算におけます精算分として、国、県支払基金への返還金と一般会計繰り出し精算金でございます。

6款予備費につきましては、保険給付費の高額医療合算介護サービス等費の職に対応するため 229 万 2,000 円を充用いたしまして、予算現額が 615 万円となっております。

歳出合計でございますが、予算現額9億 7,817 万円、支出済額8億 8,694 万 2,658 円、不用額 9,122 万 7,342 円で、執行率が 90.7%でございました。

324 ページの実質収支に関する調書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業決算について、細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 43 号 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。主要な施策の説明書により、説明をさせていただきたいと思っております。205 ページをお願い申し上げます。

まず初めに、事業の概要でございますが、全体計画面積につきましては変動がなく、418 ヘクタールでございます。認可計画面積につきましても変

動がなく、301.8ヘクタールでございます。処理区域の面積につきましては286.8ヘクタール、前年度より14.4ヘクタール増となっております。なお、認可計画面積に対する割合でございますが、95%となっております。

次に、行政人口でございますが、1万8,448人、前年度より248人の増となっております。全体計画人口につきましては1万6,000人で、変動はございません。処理区域内の人口でございますが、1万1,532人、369人の増となっております。

次に、水洗化人口でございますが、8,927人、318人の増となっております。人口普及率でございますが62.5%、2.8%の増でございます。面積普及率につきましては68.6、3.4%の増となっております。次に、水洗化率でございますが77.4%、0.3%の増、以上のような状況となっております。

次に、決算の概要でございますが、総括収支の状況でございます。歳入合計6億3,821万5,913円、歳出合計6億195万6,411円、歳入歳出差引額3,625万9,502円でございます。翌年度繰り越しすべき財源については、ございません。翌年度の繰越額が3,625万9,502円となるものでございます。

次に、206ページをお願い申し上げます。歳入の状況でございますが、まず分担金及び負担金でございますが、これにつきましては受益者負担金でございます。決算額は6,549万3,380円でございます、前年度より433万8,268円の減となっております。これにつきましては、新たに賦課を

させていただき賦課面積が減少したことによる減額でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが2億759万5,169円で、前年度より1,581万7,419円の増となっております。有収水量の増に伴う増額でございます。

次に、国庫支出金でございますが5,000万円、これにつきましては国からの交付金でございますが、前年度より5,300万円の減となっております。事業量減に伴う減額でございます。

次に、繰越金、一般会計からの繰入金でございますが1億8,000万円、前年度より2,682万5,000円の減となっております。

次に、繰越金でございますが4,523万1,104円、前年度からの繰越金で1,975万5,690円の増となっております。

次に、諸収入でございますが29万6,260円、前年度より26万8,578円ほどふえておりますが、これにつきましては流域下水道の幹線の埋設用地の賃貸料を町が21年度までは負担をしておったわけですが、それを埼玉県のほうで負担をしていただけたということになりまして、22年度から諸収入として入るものでございます。

次に、町債8,960万円、前年度より1億7,190万円の減となっております。事業量の減に伴う減でございます。歳入合計といたしまして6億3,821万5,913円、前年度より2億2,022万1,581円の減となっております。

次に、歳出の状況でございますが、まず最初に総務費決算額3,899万

3,298 円と前年度より 704 万 802 円の減となっております。これにつきましては、人件費等の減が主な要因でございます。

次に、事業費3億 952 万 7,692 円、前年度より 9,211 万 123 円の減でございます。これも事業量の減に起因するものでございます。

次に、公債費2億 5,243 万 5,421 円、前年度より1億 1,209 万 9,054 円の減でございます。

予備費については支出はございません。

歳出合計6億 195 万 6,411 円、前年度より2億 1,124 万 9,979 円の減となっているものでございます。

次に、207 ページをお願いいたします。歳入でございますが、1 款の分担金及び負担金の1 項1 目下水道事業負担金でございますが、これにつきましては全体で納付者数は、滞納繰り越し分の方も含めまして総勢で 471 人の方に納付をいただいております。合計額は 6,549 万 3,380 円ということで、徴収率にいたしますと 93.3%になるものでございます。なお、22 年度に新規に賦課をさせていただいた地域につきましては、菅谷、川島、志賀、平沢の一部等で、表の中で(H22)と表示をされているところが、新たに賦課をさせていただいたところでございます。

次に、2 款使用料及び手数料1 項1 目下水道使用料でございますが、使用戸数につきましては 3,730 戸、前年度より 197 戸の増となっております。

次に、収入金額でございますが、現年度分、滞納繰り越し分、合わせま

して2億 753 万 169 円となりまして、徴収率につきましては 95%となるもの
でございます。

次に、208 ページをお願いいたします。3款国庫支出金でございますが、
先ほどもご説明をさせていただいておりますが、これにつきましては社会資
本整備総合交付金の国庫支出金でございます。

次に、4款、5款につきましては、先ほど歳入の状況のほうでご説明申し
上げましたので、省略をさせていただきます。

次に、6款3項1目雑入でございますが、これにつきましても先ほどご説
明をさせていただきましたが、市野川流域の下水道事業幹線の埋設地の借
地料でございます。27 万 9,169 円でございます。

次に、7款町債でございますが、まず下水道事業債といたしまして、流域
下水道の事業債が借入額 960 万円、利率は 2.0%でございます。借入先
につきましては、地方公共団体金融機構でございます。

次に、公共下水道の事業債につきましては、借入額が 8,000 万円、利
率が 1.9%、借入金につきましては、財務省財政融資資金でございます。

次に、209 ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、1款総務
1項1目一般管理費でございますが、先ほどもご説明申し上げましたように
3,899 万 3,298 円で、前年度より 704 万 802 円の減となっております
でございます。人件費が主な要因でございますが、ほかのものについて何点
かご説明させていただきます。

8節の報償費につきましては、受益者負担金の納付前納付報償金ということで、新たに賦課をさせていただいた方につきまして一括で全額受益者負担金を納付をしていただいた方に対しまして、納付額の10%を報償金として支給をしたものでございます。これにつきましては、対象者は280名で565万6,940円となったものでございます。前年度よりは24万4,870円の減となっております。

次に、委託料でございますが、委託料の下水道台帳作成業務委託料につきましては、3.3キロを整備させていただきました。338万4,150円で前年度より87万9,900円の増となっております。

次に、27節公課費の消費税及び町消費税でございますが83万9,600円ということで、前年度より219万2,000円の減となっております。

次に、210ページをお願いいたします。2款事業費1項1目建設事業費の13節委託料でございますが、決算額が1,482万6,000円で、前年度より2,617万3,350円の減となっております。内容でございますが、設計委託に伴うものが表の1段目、2段目でございます。これについては、委託の合計額が1,228万5,000円となっております。それから、それ以降につきましては、下水道工事に伴う家屋事前調査等の委託でございます。3件で254万1,000円となっております。

次に、15節工事請負費でございますが、決算額は1億2,389万7,900円で、前年度より8,865万1,500円の減となっております。工事の内容で

ございますが、2段目から下から2段目までの間、この間は公共下水道の管渠の工事7件でございます。全体延長としますと2,353.4メートルの整備をさせていただいたところでございます。なお、契約方法につきましては、その7件のうち4件が一般競争入札により契約をさせていただいたものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、その負担金でございます。市野川流域下水道の建設事業費の負担金でございます。968万5,890円。前年度より536万6,892円の減となっております。

次に、補償補てん及び賠償金でございますが、これにつきましては物件補償費でございます。主なものは、公共下水道関連の排水管の布設替え工事に伴う補償料500万円、水道事業へ負担をしたものでございます。

次に、211ページをお願い申し上げます。2目維持管理費でございますが、需用費の光熱水費212万4,928円、前年度より2万7,276円の減となっております。

次に、修繕料でございますが、修繕料につきましては、この表を合計しますと49万と738円の決算になるわけでございます。内容的には、経年劣化による修繕と中ほどの上から3段目、4段目につきましては、落雷による補償に伴う修繕をさせていただいたところでございます。

次に、13節委託料でございますが1,626万5,046円、前年度より180万7,744円の減となっております。通常、例年実施をしております清掃、保

守点検、あるいは水質検査等の委託が主なものでございますが、下水道の使用料徴収業務委託につきましては2万 2,033 件ございまして、462 万 6,930 円となるものでございます。それと、表の一番下でございますが、マンホールポンプの電源等緊急対応委託、これにつきましては東日本大震災の後の計画停電に伴い発電機等を用意しまして対応したその委託費でございます。86 万 5,060 円でございます。

次に、212 ページをお願いいたします。15 節工事請負費でございますが 2,398 万 7,250 円、前年度より 2,033 万 5,350 円の増となっております。この増額の要因でございますが、表の3段目以降の志賀2区地内、公共下水道の公共井の修繕工事を5工区にわたりまして実施をしたことによるものでございます。この5工区で整備をした箇所数につきましては、287 カ所を修繕させていただいております。金額にしますと 2,290 万 6,800 円でございます。この事業につきましては、町内業者さんにすべてお願いをしたものでございます。

次に、18 節備品購入費でございますが、ドップラー式断面流速流量計の購入費でございます。これは排水流量をはかるための流量計でございます。2台を購入させていただいたものでございます。294 万円でございます。

次に、19 節負担金補助及び交付金の負担金でございますが、市野川流域下水道の維持管理負担金といたしまして1億 1,014 万 6,561 円、前年度より 713 万 6,755 円の増となっております。使用水量の増による増額に

なっております。

次に、3款の公債費でございますが、これにつきましては本年度償還額が元金利子合わせて2億 5,343 万 5,421 円償還をいたしまして、新たに借り入れたものが8,960 万円で、22年度現在高が33億 5,727 万 6,109 円となるものでございます。

以上で、下水道特別会計の決算細部説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、議案第 44 号 平成 22 年度嵐山町水道事業決算の細部説明をさせていただきますと思います。水道事業につきましては、決算書でご説明をさせていただきますと思います。

決算書の途中で申しわけないのですが、371 ページをお開きをいただきたいと思います。町長から提案理由説明のときにも説明をさせていただいた項目も重複する部分が一部ございますが、説明をさせていただきます。

まず、業務量でございますが、給水戸数 7,367 戸、前年度より 23 戸の増となっております。給水人口につきましては1万 8,685 人、232 人の減でございます。年間総配水量につきましては 289 万 9,215 立方で、前年度より 12 万 6,109 立方の減となっております。1日最大配水量につきましては 9,250 立方で、273 立方の減でございます。1日平均配水量 7,943 立方で、345 立方の減となっております。

次に、総有収水量でございますが 270 万 4,792 立方で、3万 3,047

立方の増となっております。有収率につきましては93.29%で、4.98%の増となっております。

次に、一つ飛ばしていただきまして供給単価でございますが172円32銭で、1円20銭の増となっております。

次に、給水単価でございますが146円36銭、2円39銭の減となっております。

以上、業務量でございます。

それでは、ページを戻っていただきまして355ページをお願い申し上げます。決算報告書でございます。

初めに収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。まず収入でございますが、1款事業収益、決算額5億1,879万3,607円、前年度より1,166万5,252円の増となっております。なお、この報告書は、税込みで表示をさせていただいております。

次に、第1項営業収益でございますが5億1,241万6,653円で、前年度より1,222万4,086円の増となっております。

次に、第2項営業外収益でございますが637万6,954円で、前年度より55万8,833円の減となっております。

次に、支出でございますが、第1款事業費用4億1,424万7,657円で、前年度より166万6,743円の減となっております。

次に、第1項営業費用3億9,013万2,873円で、82万8,935円の増

となっております。

次に、第2項営業外費用 2,348 万 1,798 円で、前年度より 255 万 1,432 円の減となっております。

次に、第3項特別損失でございますが、これは不納欠損でございます。63 万 2,986 円、前年度より 5 万 5,754 円の増となっております。

4項予備費については、支出がございませんでした。

次に、356 ページをお願い申し上げます。資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入、第1項負担金でございますが 503 万 4,250 円で、前年度より 103 万 4,250 円の増となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出 1 億 9,037 万 1,428 円で、前年度より 601 万 6,415 円の減となっております。

第1項建設改良費でございますが 1 億 6,794 万 5,878 円で、1,555 万 2,457 円の増となっております。

次に、第2項企業債の償還金でございます。2,242 万 5,550 円で、前年度より 2,156 万 9,450 円の減となっております。

次に、欄外でございますが、資本的収入額 503 万 4,250 円が資本的支出額 1 億 9,037 万 1,428 円に対し不足する額 1 億 8,533 万 7,178 円は、減債積立金 2,240 万円、建設改良積立金 7,000 万円、過年度損益留保資金 8,559 万 2,268 円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 734 万 4,910 円で補てんをさせていただいたものでございます。

次に、357 ページをお願い申し上げます。損益計算書でございます。初めに営業収益の給水収益でございますが、これは料金収入でございます。4億 6,607 万 7,061 円で、前年度より 887 万 8,511 円の増となっております。

次に、受託工事収益でございますが、これにつきましては下水道関連の排水管の移設の受託工事でございます。95 万 2,380 円、前年度と同額でございます。

次に、その他営業収益でございますが、これにつきましては加入金、下水道使用料の徴収委託、消火栓の維持管理費等の収益でございます。2,105 万 2,822 円で、前年度より 276 万 9,689 円の増となっております。営業収益合計額は4億 8,808 万 2,263 円で、前年度より 1,164 万 8,200 円の増で、2.4%の増となっております。

次に、営業費用でございますが、営業費用1の原水及び上水費から6番目の資産減耗費までの合計額で申し上げたいと思います。合計額が3億 8,265 万 6,819 円で、前年度より 53 万 3,059 円、0.1%の増となっております。営業利益といたしましては1億 542 万 5,444 円、前年度より 1,111 万 5,141 円、11.8%の増となったものでございます。

次に、営業外収益でございますが、これにつきましては受取利息及び負担金につきましては 473 万 6,702 円、これにつきましては預金、有価証券等の利息でございます。他会計負担金については、収入はございません。

次の雑収益でございますが、有価証券または不用品の売却益が162万8,299円で、営業外収益の合計が636万4,994円で、前年度より56万1,825円の減となっております。

次に、営業外費用でございますが、これにつきましては支払利息、企業債の利息の分が1,391万8,352円、それと雑支出が25万4,946円で、合計1,417万3,298円となりまして、前年度より208万1,232円の減でございます。ここの営業外の収益費用の関係でございますが、営業外収益が営業外費用に対して不足する額が780万8,304円となるものでございます。そうしますと、経常利益は9,761万7,140円となりまして、前年度より1,263万4,548円、14.9%の増となっております。

次に、特別損失でございますが、過年度の損益修正損、不納欠損のほうでございます。該当者は35名でございます。平成16年度を対象とさせていただいております。60万2,990円、前年度より5万3,820円の増となっております。

当年度純利益でございますが9,701万4,150円でございます。前年度の繰越利益剰余金が4万5,568円ございまして、当年度末未処分利益剰余金は9,705万9,718円となるものでございます。

次に、358ページをお願いしたいと思います。次は、剰余金の計算書でございますが、まず利益剰余金の部で、初めに減債積立金でございますが、当年度末残高は1億3,350万円で、前年度と同額でございます。次に、建

設改良積立金でございますが、当年度末残高は1億184万円でございます。

次に、積立金の合計は、両方合わせますと2億3,534万円でございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度の未処分利益剰余金が8,444万5,568円で、前年度末利益剰余金の処分額でございますが、減債積立金と建設改良積立金、合計しますと8,440万円。繰越利益剰余金の年度末残高が4万5,568円で、当年度純利益は9,701万4,150円となりまして、当年度末未処分利益剰余金は、先ほども申し上げましたが9,705万9,718円となるものでございます。

次に、359ページをお願いいたします。資本剰余金でございますが、このところにつきましては、前年度から変動のある箇所は3の負担金のところだけでございます。次のページの360ページまで続くわけですが、その負担金の部分だけでございますので、ここの部分の説明をさせていただきます。前年度末残高が14億6,203万6,452円で、当年度発生額、22年度の発生額は479万4,520円となりまして、当年度末の残高は14億6,683万972円となるものでございます。なお、この発生額につきましては、公共下水道に関連する排水管の布設替えに伴うものでございます。

そうしまして、次の360ページの一番下になりますが、次年度繰越資本剰余金でございますが、20億120万9,474円となるものでございます。前年度より479万4,520円の増となります。

次に、361 ページをお願いいたします。剰余金の処分計算書(案)でございます。当年度未処分利益剰余金は、先ほども説明をさせていただいておりますが、9,705万9,718円ございまして、利益剰余金の処分(案)でございますが、減債積立金に2,320万円、建設改良積立金に7,380万円、合計9,700万円を積み立てるものでございます。翌年度繰越利益剰余金につきましては、5万9,718円となるものでございます。

362 ページ、363 ページをお願い申し上げます。貸借対照表でございますが、まず資産の部でございます。固定資産、そのうち有形固定資産でございますが、イの土地からチの建設仮勘定までの合計額、有形固定資産の合計額でございますが、35億9,725万602円となるものでございます。前年度より526万5,131円の増となります。

次に、無形固定資産につきましては、合計額68万5,900円で、前年度と同額でございます。固定資産の合計額は35億9,793万6,502円で、前年度より526万5,131円の増となるものでございます。

次に、流動資産でございますが、1番の現金預金から6番の前払金までの流動資産の合計額は15億2,776万640円ございまして、前年度より9,558万2,529円の増となるものでございます。資産合計といたしましては51億2,569万7,142円で、前年度より1億84万7,660円の増となります。

次に、負債の部でございますが、固定負債、これにつきましては引当金、

中電の引当金でございます。合計額は3億176万5,777円で、前年度から変わっておりません。

次に、流動負債でございますが、未払金から下水道使用料までの流動負債合計額が2億484万2,185円、前年度より2,146万4,540円の増となりまして、負債合計が50億660万7,962円、前年度より1,146万4,540円の増となっております。

次の364ページをお願いいたします。資本の部でございますが、資本金の自己資本金でございますが19億1,161万3,769円で、前年度より9,240万円の増となっております。この増額につきましては、減債積立金及び建設改良積立金の処分額相当額を繰り入れさせていただいたものでございます。

次に、企業債でございますが、残高ですが3億7,386万6,219円で、前年度より2,242万5,550円の減となっております。資本金の合計につきましては22億8,547万9,988円で、前年度より6,997万4,450円の増となっております。

次に、剰余金でございますが、先ほど剰余金の計算のところの説明を申し上げましたとおりでございますが、資本剰余金の合計額は20億120万9,474円でございますが、次に利益剰余金でございますが、減債積立金、建設改良積立金、当年度末未処分利益剰余金合計額は、3億3,239万9,718円でございます。剰余金合計額は23億3,360万9,192円となり

まして、資本の合計額が 46 億 1,908 万 9,180 円となりまして、負債資本の合計額は 51 億 2,569 万 7,142 円となります。それで、前のページの資産合計額と一致をするものでございます。

次に、370 ページをお願いしたいと思います。22 年度の工事の状況について説明をさせていただきたいと思います。工事の一覧表が改良工事の概況ということで掲載させていただいておりますが、上から2段目までにつきましては、前年度からの繰り越しの事業でございます。それ以降につきましては、22 年度に契約をして執行したものでございます。

22 年度に契約した額は 11 件ございまして 1 億 3,063 万 7,850 円、契約総額がでございます。そのうち、町内業者に 7 件発注をしております。契約金額の総額は 1 億 1,247 万 4,950 円で、金額にいたしますと 86.1% 町内業者に発注したものでございます。

22 年度の工事の中で特徴的なところをひとつ説明させていただきますと、上の表の下から 6 段目のところから以降につきましては、水道の配水管の耐震化を促進するために、22 年度に新たに耐震管として採用されました最新の耐震管を採用して、工事を実施させていただいたものでございます。その延長につきましては 1,573.1 メーターほど実施をいたしましたものでございます。工事につきましては以上でございます。

最後になりますけれども、384 ページをお願いいたします。企業債明細書でございますが、22 年度に償還をした額、償還残高が 2,242

万 5,550 円でございます、22 年度末の未償還残高が3億 7,386 万 6,219 円となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。その他参考資料等につきましては、ご高覧をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 以上で、提案理由説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成 22 年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の7会計及び定額基金の運用状況につきまして決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月 21 日から7月 29 日までの間、主に役場執行部控室におきまして安藤監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合

した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

平成 22 年度の我が国経済は、企業収益が改善し輸出や生産にも持ち直しが見られましたが、失業率が高水準であることや、東日本大震災の影響により弱い動きが見られるなど、依然として厳しい状況にありました。

地方財政の状況についても、企業業績は好転しつつあるものの、個人所得の減少により地方税収は横ばいで、借入金の返済など依然として厳しい状況でありました。

このような中、各会計とも費用対効果を念頭に置いた事業展開に努力されたところが随所に見られ、敬意をあらわす次第であります。今後の社会経済情勢の動向や制度改正など地方自治体をめぐる環境変化に一層注視され、財政の健全化にも配慮しつつ、町政に対する町民の付託にこたえていただくよう望むものであります。

水道事業につきましては、年間配水量は減少となりましたが、経費の削減等努力した結果、当年度純利益として 9,700 万円余りが確保されています。また、有収率は 93.29%で、前年度に比べ 4.98 ポイント改善しています。今後も設備の更新を計画的に進め、なお一層の事業の効率化と安心、安定、安価な水道水の供給に努められることを望むものであります。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解

をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告のすべてが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は決算議案7件を一括して行います。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会委員の設置、委員会付託

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

本決算議案7件の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算議案7件は11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算議案7件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算議案7件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○藤野幹男議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員は、お手元に配付しておきました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時14分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会委員正副委員長の互選結果報告

○藤野幹男議長 休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長に河井勝久議員、副委員長に青柳賢治議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

決算審査特別委員長。

〔河井勝久決算審査特別委員長登壇〕

○河井勝久決算審査特別委員長 ただいま 22 年度の決算審査特別委員会の委員長に選任されました7番議員の河井勝久です。

22 年度の決算審査に当たりまして、議員皆様のご協力をよろしく願いいたします。

簡単でありますけれども、委員長就任のごあいさつといたします。

○藤野幹男議長 ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時16分

再 開 午後 3時17分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願の委員会付託について

○藤野幹男議長 日程第16、請願の委員会付託を行います。

本職あて提出されました請願第1号 学校給食の安全と子どもたちの日常生活の場である公共施設の安全に関する請願は、文教厚生常任委員会に会議規則第92条の規定により付託いたしたいと思えます。ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により9月1日、2日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月1日、2日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3時18分)